

## 第10章 外資規制業種

### 1. 外資参入規制

インドネシア大統領による、雇用創出オムニバス法の施行細則の1つとして、投資に関する新たな規制である大統領規程2021年第10号が制定され、2021年3月4日に施行された。これにより、外資の参入禁止分野や参入規制分野が定められていた2016年大統領令第44号（ネガティブリスト）は失効し、外資規制が大幅に緩和された。以前は外資上限67%以上としていた卸売業などが100%解放された。中小企業・協同組合に留保される事業分野及びパートナーシップが義務付けられる事業分野は145業種から89業種に削減され、また、外資比率規制など特定の要件を持つ事業分野は350業種から46業種に大幅に削減された。本章では、大統領規程2021年10号（大統領規程2021年第49号で改訂）に基づく、規制対象となる主な事業分野と規制内容の概要を紹介する。

#### (1) 外資の参入が禁止される分野

外資の参入が規制される分野は、①外資・内資ともに参入が禁止される分野、②外資の参入が禁止される分野に分かれる。

##### ①外資・内資ともに参入が禁止される分野

人体や環境を害するおそれのある分野をはじめとして、以下の分野が規定されている。（図表10-1）。

図表 10-1 外資・内資ともに投資が不可能な分野の概要

分野	主な対象
農業	特定の麻薬の栽培と製造
海洋・漁業	ワシントン条約で指定された魚類の捕獲
	サンゴの採取や利用、および建材／石灰／カルシウム、水族館、および土産物／装飾に使用する目的での天然サンゴ、ならびに生きたサンゴ礁、天然よりの死んだばかりのサンゴ礁の採取や利用
製造業	アルコール飲料、ワイン飲料、モルト含有飲料の製造
	化学兵器の製造
	工業化学原料とオゾン層破壊原料の製造
国防関連活動	中央政府によってのみ実施されることができ活動（国防・安全にかかわる活動、公共サービスの活動）

（出所）大統領規程2021年第49号より作成

## ②外資の参入が禁止される分野

外資参入が禁止される分野は、内資の中小企業や協同組合への影響が懸念される 60 業種とされている（図表 10-2）。基準となっているのが、①テクノロジーを使用しない、または簡易なテクノロジーしか使用しない事業活動、②工程がユニーク、労働集約的、かつ伝統的な文化遺産を有する事業活動である。これらの基準のほかに、土地建物を除く資本が 100 億ルピアを超えない事業活動は外国投資には認められない。

図表 10-2 内資の中小企業や協同組合のために留保されている分野

分野	主な対象
農業	米・トウモロコシ・大豆、落花生、グリーンビーンズ等
林業	シナモン等の森林プランテーション事業、ユーカリ、竹事業、養蜂業、ラタン加工一次産業等
製造業	手描きのバティック製造、特定の文化遺産や芸術的価値を有する手工芸産業（刺繍産業、ラタン・竹の編み細工産業等）、家庭用の粘土製品（特に陶磁器）産業、二輪車の修理・メンテナンス産業等
建設事業	電気の供給または利用のための設置に伴う電力設備の検査および試験等
ヘルスケア	プライマリークリニック私立産院、伝統医療ビジネス等
サービス業	ゲストハウス、オフィスサポート、インターネットカフェ等

（出所）大統領規程 2021 年第 49 号より作成

## ③特定の業種を内資 100%の企業に限定している分野

地理的表示を得たコーヒー加工、バティック（チャップ）、木製建築資材、伝統化粧品、ヒト向け伝統生薬とその原材料、伝統造船、メッカ巡礼旅行代理店、芸能団といった分野も、外資の参入が禁止されている。

### (2) 条件付きで外資が参入可能な分野

次に、条件付きで外資が参入可能な分野は、以下のように分けられる。

- ① 内資とのパートナーシップが義務づけられるもの（図表 10-3）
- ② 外資の出資比率が制限されるもの（図表 10-4）
- ③ 特別な条件が課されるもの（図表 10-5）

図表 10-3 内資とのパートナーシップが義務づけられる分野

分野	主な対象
農業	鶏の飼育
林業	年間生産量2000M3以下の製材業等
海洋・漁業	魚の養殖業（海水、汽水、淡水）、水産物加工業、水産物販売・流通業等
製造業	ココナッツ、砂糖、塩、精油、石灰・セメント業、各種部品（釘、ナット、ボルト等）製造業等
建設事業	簡素な技術を利用した橋梁・高架橋の建築やオフィス・産業ビルの建築工事等
商業	郵便およびインターネットを通じた小売り

(出所) 大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-4 外資の出資比率が制限される業種

主な対象事業	外資比率 上限
旅客用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
観光用国内海上輸送	外資 49%
旅客用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
特殊貨物用国内海上輸送	外資 49%
貨物用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
伝統的航海による (pelayaran rakyat) 国内海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期海外海上輸送	外資 49%
特殊貨物用海外海上輸送	外資 49%
州間一般連絡輸送	外資 49%
州間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市間一般連絡輸送	外資 49%
県/市間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市内一般連絡輸送	外資 49%
定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による観光用河川及び湖輸送	外資 49%
一般貨物及び/又は家畜用河川及び湖輸送	外資 49%
特殊貨物用河川及び湖輸送	外資 49%
危険物用河川及び湖輸送	外資 49%
クーリエ活動	外資 49%
定期商用航空輸送	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
国内不定期商用航空輸送	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
航空輸送活動	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
新聞、雑誌、ニュースレターの発行 (プレス)	設立の枠組みにおいては内資 100%、事業追加又は開発の枠組みにおいては (資本市場を通じて) 外資 40%まで
民間放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20%まで
サブスクリプション放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20%まで

(出所) 大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-5 特別な条件が課される業種

主な対象事業	必要な条件
主要設備産業： ・ 武器・弾薬産業 ・ 戦車産業 ・ 武装システム用防衛レーダー産業 ・ 戦艦産業 ・ 軍用機産業	外資 49%まで、又は 戦略的利害がある場合、防衛 大臣の承認に基づき外資が 49%を超えることが可能

(出所) 統領規程 2021 年第 49 号より作成

## 2. 現地調達比率規制

2018 年から政令 2018 年第 29 号の下、国産品優先 (P3DN) 政策が実施されている。インドネシア産の原材料・部品の利用を積極的に促進することで、産業の競争力強化を狙った政策である。これまでもインドネシア政府は現地調達率の引き上げに関して、政府調達などを対象に規定の制定や規制を課すことを行ってきたが、2018 年にはロードマップを示し、国産品の購入・使用を推進し、インドネシア製造業の成長と投資家利益の双方を図ることを目的とした「国産品優先政策」を本格的に開始した。政令で政府調達品は、現地調達率 40%以上の製品である「国産品」の使用を義務化した他、特定の商品の国産化率が定められている。これまでに、携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などで、個別商品ごとに国産化率の算出規定が定められている。

図表 10-6 現地調達比率の向上に係る義務など

区分	現地調達比率に係る義務
政府調達品	中央政府、地方政府及び国営・公営企業（例：国立病院、国営企業の PLN、プルタミナ）などの公共事業体による購入・調達の場合は、国産化比率と会社貢献比重の合計が 40%以上と義務付けられている。具体的には以下が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外のローンまたは無償支援を含め、国家予算、地方予算を財源とする物品・サービス調達</li> <li>・ 資金調達が国家予算または地方予算に由来する事業</li> <li>・ 中央政府及び／または地方政府と事業体との協力を通じて実施される工事</li> <li>・ 国家が占有する資源の事業化</li> </ul>
工業省が定める特定の商品	携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などが対象であり、個別商品ごとに国産化率が定められている。
輸入品	一般的な規制はないが、輸入が必要である理由・国際代替品の有無・国産化に切り換える予定の有無を確認され、回答内容によっては許可される輸入量や許可期間が削減されるケースがある。

(出所) JETRO より作成